

砂利採取計画認可準則について

河政発第九九号・通産省化局第四九一号
昭和四三年一〇月二日
建設省河川局長・通産省化学工業局長通達

砂利採取法(昭和四三年五月三〇日法律第七四号)第一九条(認可の基準)の一般的な運用基準を別添のように定めたので通知します。

(別添)

砂利採取計画認可準則

I 総則

一 目的

この準則は、砂利採取法第十九条の規定(認可の基準)の一般的な運用基準を定め、もつて、砂利の採取に伴う災害の防止を図ることを目的とする。

二 定義

- (一) この準則において「陸砂利」とは、平地に賦存している砂利をいうものとする。
- (二) この準則において「山砂利」とは、山または丘陵に賦存している砂利をいうものとする。
- (三) この準則において「河川砂利」とは、河川区域および河川保全区域に賦存している砂利をいうものとする。
- (四) この準則において「海砂利」とは、海浜地および海域に賦存している砂利をいうものとする。

三 認可の条件

採取計画の認可に当たっては、この準則に規定した認可の条件のほか、個々の事例ごとに必要な事項を認可の条件として附することができる。

四 経過措置

砂利採取法の施行の際現に砂利の採取を行なっている場合であつて、この準則に適合しないものについては、当該砂利採取場の実状、附近の状況等を総合的に勘案して、砂利の採取に伴う災害の防止を図りつつ経過的に認可することはやむを得ないが、できるだけすみやかにこの準則に適合させるよう措置するものとする。

II 陸砂利の採取

一 採取量

採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。特に災害防止の見地に立つて過大な採取量にならないように注意するものとする。

二 採取の期間

(一) 砂利採取場の状況は、砂利の採取の進行に伴って変化するのが一般的である。したがって、採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、一年程度を目安としつつ、都道府県知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

(二) 特に必要があるときは、砂利採取場の状況について定期的に報告することを認可の条件として附するものとする。

三 災害防止の方法等

(一) 表土の除去等

表土の除去等の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

1) 表土を除去するに当たっては、隣接地が侵食されないように配慮したものであること。

2) 除去した表土を堆積するときは

イ 地形に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなど堆積表土が崩壊して隣接地に流出しないよう措置されていること。

ロ 特に降雨時に表土が砂利採取場外へ流出するのを防止するため十分配慮されていること。

3) 乾燥時には表土の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置が講ぜられていること。

(二) 掘さく等

1) 保安距離

隣接地、公共物件(道路、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔等をいう。)、家屋等

の隣接物件からは、その崩壊を防止するため一定の距離(以下「保安距離」という。)を隔てたうえで、掘さくを行なうものでなければならない。この場合に、

イ 隣接地との間に有していなければならない保安距離は、原則として最小限二メートルとする。

ロ 公共物件、家屋等の特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、個別の事案ごとに必要な保安距離をとるものとする。

2) 掘さく深

掘さく深は、次の各号の一に適合するものでなければならない。

イ 農地における掘さく深は、原則として一〇メートル以内とし、ボーリング調査等により砂利層が一〇メートル以上確認されている場合には、最大一五メートル程度とする。

ロ 農地以外の地域における掘さく深は特に限定しないが、災害防止の見地から適当なものであること。

3) 掘さく方法

掘さくは、原則として、次の三方法のうちいずれかにより行なうものでなければならない。

イ 保安距離をとつたうえで、安定こう配(その標準は、別表のとおりである。)で掘さくする。

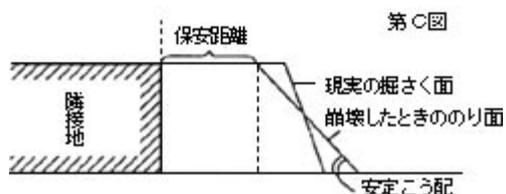
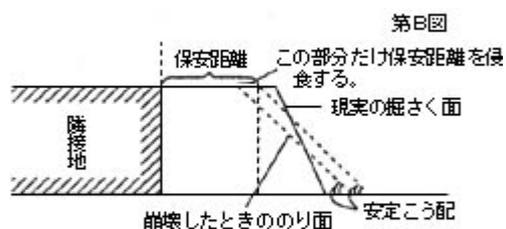
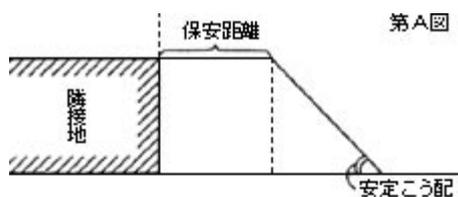
ロ 保安距離をとつたうえで、安定こう配より急なこう配で掘さくし、掘さく箇所へのり面保護のための土留めを施す等土砂崩れ防止措置を十分に講ずる。

ハ 保安距離以上の距離を隔てたうえで、安定こう配より急なこう配で掘さくする。ただし、この場合のこう配は、崩壊した場合にも掘さく箇所と隣接物件との距離が保安距離以上となるようなものであること。

○第 A 図は、イの方法で掘さくした場合

○第 B 図は、掘さく箇所が崩れた場合に隣接地との保安距離を侵食することになるので許されない。この場合は、ロにより土留め等の崩壊防止措置をとればよい。

○第 C 図は掘さく箇所が崩れた場合でも、保安距離を有している場合



4) その他

掘さくによる災害の防止については、1)から 3)のほか、次の各号に掲げる観点から審査することとし、必要に応じてこれらの事項を認可の条件として附するものとする。

イ 掘さく深が大きい場合には、できるだけり面に平場を設けること。

ロ 砂利採取場の区域が広大である場合には、できるだけ計画性をもつて掘さくするものであること。

ハ 公共物件からは十分に安全性を見込んだ保安距離をとらなければならないが、特に必要がある場合(例えば、水路の水が漏水するおそれがあるとき。)は補強工事を行なうこと。

ニ 砂利採取場には、丁張り等により掘さく深および掘さくのこう配を確認できる標示を行なうこと。

ホ 砂利採取場には、原則として、囲い柵、危険表示等を設置すること。

ヘ 乾燥時には土砂の飛散を防止するため、場合により、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講ずること。

ト 掘さく箇所への地下水の浸透等により、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意すること。

(三) 砂利採取場内での運搬

同一砂利採取場が道路または他人の土地により分断されてる場合、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で囲う等の措置、または交通整理員を置き、もしくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置をとるものでなければならない。

(四) 水洗、選別等

1) 水洗に必要な水の確保

イ 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、附近の井戸水、農業用水等に悪影響を与えないように留意したものでなければならない。

ロ 洗浄水を節約するためには、洗浄水の「還流方式」を採用することが望ましい。附近の井戸水等の涸渇のおそれがある地域では、原則として、洗浄水の還流方式をとるものでなければならない。

2) 水洗、選別の方法

洗浄汚濁水を未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置されているものでなければならない。この場合に洗浄汚濁水を処理する方式としては、ヘドロの処理および危険防止の観点からできるだけ汚濁水処理装置を設置することが望ましい。

イ 汚濁水処理装置を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。

(イ) 洗浄水の節約および水質の汚濁防止の観点からできるだけ還流方式を採用することが望ましい。

(ロ) 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の採取量に応じたものであること。

(ハ) 沈降剤、凝集剤は当該措置にあつた薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。

ロ 沈澱池を設置する場合は、次の各号に適合しているものでなければならない。

(イ) 沈澱池は、できるだけ人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。

(ロ) 沈澱池は、原則として、地中に掘り込んだものとする。ただし、砂利採取場の状況によりやむを得ない場合には、土えん堤により囲われた沈澱池でもよいこととするが、その場合でも、地形、附近の状況等を勘察してできるだけ安全な場所に設置すること。

- (ハ) 洗浄水濁水等を沈澱池に滞留させる場合の最高限度は、原則として、当該沈澱池の容量の七割とすること。ただし、特殊な構造の沈澱池については個個具体的に検討すること。
- (ニ) 沈澱池は原則として、二つ以上設けること。この場合、一の沈澱池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈澱池の使用を中止して、他の沈澱池に移行し、最初の沈澱池は再使用できる状態に復元しておくこと。
- (ホ) 沈澱池を一つしか設けない場合には、沈澱池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。
- (ヘ) 沈澱池には、適当に沈降処理剤を投入し、または適当な日数の間滞留させた後に、適切な水質の水を排出すること。
- (ト) 沈澱池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しないようなものとし、排水口は、適切な水質の水を排水する場合以外は開門しないこと。
- (チ) 掘り込み式の沈澱池にあつては、沈澱池の周辺およびのり面が崩壊しないように措置されていること。
- (リ) 土えん堤は、十分水圧等に堪え得る強度を有していること。

3) ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

- イ ヘドロは、一定の場所に適当な期間堆積して水分を除去した後に処分すること。ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。
- ロ ヘドロの堆積場は、板囲いを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置が施こされていること。

4) 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合しなければならない。

- イ 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路排出された水の利用状況(例えば、水道用、農業用に使用されている等)、砂利採取場の立地条件、自然条件および技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。
- ロ 条例等により水質基準の定めのあるときは、その基準を遵守するものであること。

5) 騒音防止

騒音規制区域または人家が密集している地域においては、騒音発生施設の使用時間の限定、騒音防止施設の設置等騒音の防止に留意するものでなければならない。

(五) 砂利の堆積

砂利は、崩壊または降雨により砂利採取場外へ流出するのを防止するため、原則として、平坦な区域に堆積するものでなければならない。平坦な区域以外に堆積するときは、土留め等の措置を講ずるものでなければならない。

(六) 水切り

砂利の運搬時に、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため水切り場に適当な時間堆積する等の方法により水切りをした後に砂利採取場から砂利を搬出するものでなければならない。

(七) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次の各号に適合するものでなければならない。

1) 掘さく跡を処理する場合

イ 掘さく跡は、原則として、埋めもどしを行なうこと。

ロ 農地における掘さく跡は必ず埋めもどしを行なうこととし、この場合、埋めもどされた土地は農地として使用し得る適切なものであること。

ハ 農地以外の平地における掘さく跡についても、学校、幼稚園の周辺、国道、県道の傍等である場合には積極的な理由がない限り埋めもどしを行なうこと。

ニ 埋めもどしを行なう場合は掘さくを完了した区域ごとにできる限りすみやかに行なうこと。

ホ 埋めもどしを行なわない掘さく跡については、有刺鉄線、危険防止柵の設置等十分な危険防止の措置が講じられていること。

2) 沈澱池の跡処理をする場合

イ 掘り込み式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出した後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して適切な埋めもどしを行ない、十分に転圧しておくこと。

ロ 土えん堤を設置する方式の沈澱池の跡については、原則として、十分に水を排出したのち、適正に土えん堤を取り壊しヘドロを取り除いて、危険のないように整地しておくこと。

III 山砂利の採取

一 準用

山砂利の採取には、次に掲げる準則によるほか、Ⅱの陸砂利の採取の準則を準用するものとする。

二 採取の期間

採取の期間は、その変化を予測し得る範囲内とし、三年程度を目安としつつ、都道府県知事が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

三 保安距離

山砂利を採取する場合には、砂利採取場の規模、山の形状、土質および附近の状況等を勘案して、十分に安全な保安距離をとつたものでなければならない。

四 掘さくの方法

(一) 山砂利の採取の場合には、掘さくを終了した跡が平坦になることが望ましいが、そうでない場合は、その傾斜が安定こう配となるような計画であり、また必要に応じ平場を設けるものでなければならない。

(二) 掘さくの過程においては、1)比較的平坦な丘陵にあつてはすき取り方式。2)普通の山にあつては階段掘りを行なう等により、原則として、安定こう配を保つように掘さくするものでなければならない。

(三) 山また丘陵の全体の傾斜が安定こう配より急になる方法で掘さくを行なう場合には、掘さくの過程において矢板囲いを設置する等土砂崩れの防止措置を施すものでなければならない。

(四) 降雨時において流水および土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路を設けまたは土盛りをする等適当な措置を講ずるものでなければならない。

Ⅳ 河川砂利の採取

一 採取量

採取量は、当該河川の状況、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。

二 採取の期間

採取の期間は、一年以内において、当該河川の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正なものでなければならない。

三 災害防止の方法等

(一) 掘さく等

1) 掘さく等の場所

掘さく等(掘さく、切土その他の土地の形状を変更する行為で砂利の採取に伴うものをいう。以下同じ。)の場所は、次の各号の一に該当するものであつてはならない。

イ 当該掘さく等により河川管理施設または許可工作物の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

ロ 当該掘さく等により河岸、流路、河床等の維持管理に支障を与えるおそれのある区域内であること。

ハ 前各号に掲げるもののほか、当該掘さく等により河川管理上支障を与えるおそれのある区域内であること。

2) 掘さく等の方法等

イ 掘さく等の方法等は、原則として次の各号に適合するものでなければならない。

(イ) 河川区域又は堤外の河川保全区域において掘さくの深さは認可をする際の河床から二メートル以内のものであること。

(ロ) 採取量に比して不相応な能力を有する機械設備を使用しないものであること。

(ハ) 掘さくに伴う危険を防止するために必要な措置を講ずるものであること。

(ニ) 前各号に掲げるもののほか、当該掘さくにより河川管理上支障を生じないものであること。

ロ 採取計画の認可をする場合においては、掘さく等の方法等に関し、少くとも次の各号に掲げる事項を内容とする条件を付して行なわなければならない。

(イ) 掘さくは、局所的な深掘を生じないように行なうこと。

- (ロ) 掘さく等の時間を定め、その定められた時間以外の掘さく等を行なわないこと。
- (ハ) 掘さく等の着手と完了の際には、河川管理者の指定する職員の立会検査を受けること。
- (ニ) 出水時の措置として、機械設備については、堤内への搬出、けい留等必要な措置を講ずること。
- (ホ) 掘さく等の区域を示す標識を設置すること。

(二) 水洗、選別等

- 1) 砂利の水洗、選別等は河川区域内の土地または堤外の河川保全区域内の土地において行なうものであつてはならない。ただし、河川の状況および採取事業の規模等からやむを得ないと認められるもので、かつ、河川管理上支障がない場合にはこの限りでない。
- 2) 堤内の河川保全区域内における水洗、選別等についてはⅡの三の(四)に準ずる。

(三) 砂利の推積

河川区域内の土地または堤外の河川保全区域内の土地において砂利の推積(一時的なものを除く。)を行なうものであつてはならない。

(四) 水切り

砂利の運搬の際の水たれを防止するための措置は、Ⅱの三の(六)に適合しているものでなければならない。

(五) 採取跡の処理

- 1) 河川区域または堤外の河川保全区域における砂利の採取については、掘さくの跡地を河川管理上支障のないように整地するものでなければならない。
- 2) 堤内の河川保全区域における砂利の採取については、河岸又は河川管理施設に支障を及ぼすおそれがあるときは埋めもどしを行なうものでなければならない。

(六) 運搬路およびその他の工作物

- 1) 採取計画の認可をする場合においては、運搬路に関し、次の条件を付して行なわれなければならない。

イ 運搬路として使用する堤防は、必要やむを得ない区間に限ること。

ロ 運搬路は、常に河川管理上支障のない状態に保つこと。

2) さん橋等附属の工作物は河川管理上支障のないものでなければならない。

四 その他

(一) 河川管理者が砂利の採取に関する規制計画を定めている場合においては、以上に掲げるほか、当該規制計画に基づいて採取計画の認可をするものとする。

(二) 準用

堤内の河川保全区域における砂利の採取については、この IV に別段の定めがある場合を除き、II の陸砂利の採取に準ずる。

(三) 河川法第二五条の許可

河川法第二五条の許可を必要とする場合においては「砂利等採取許可準則について」(昭和四一年六月一日建設事務次官通達)によるものとする。

V 海砂利の採取

海砂利の採取については、IV の河川砂利の採取の準則を準用する。

VI 洗浄の取扱い

洗浄のみの認可の場合(河川区域及び堤外の河川保全区域において施設を設置する場合を除く。)における洗浄の期間については、II から V までの採取の期間の規定にかかわらず、三年程度を目安としつつ、都道府県知事又は河川管理者が、提出された採取計画の認可申請について個別の状況を総合的に勘案し、これを決定することが適当である。

掘さくの安定こう配の標準

種類	垂直 1m に対する水平距離
砂	1.5m
堅くしまつた砂利	1.0m
堅くしまつていない砂利	1.2m
堅くしまつた土	
高さ 5m まで	0.8～1.0m
高さ 5m 以上	1.0～1.5m
堅くしまつていない土	
高さ 5m まで	1.0～1.5m
高さ 5m 以上	1.5～2.0m

砂利採取法の運用および解釈について

建設省河政発第八七号・通産省化局第四四六号

昭和四三年八月二九日

通産省化学工業局長・建設省河川局長通達

砂利採取法(昭和四三年五月三〇日法律第七四号)および同法の附属法令は、昭和四三年八月二九日から全面的に施行されることとなりましたが、左記事項に御留意のうえ、同法の施行に遺憾のないようにして下さい。

記

I 砂利採取法の運用および解釈について

○第二条(定義)関係

1 砂利の形態を呈しているものであつても、母岩からの成因関係が明らかであつて、その母岩があつた位置またはこれに近接して賦存しているものは、岩石として採石法(昭和二五年法律第二九一号)の適用を受け、砂利採取法の適用はない。具体的な事例で砂利か岩石かの区別が明らかでない場合には、その取扱いについて通商産業局に協議するものとする。

2 砂利と土とが混じり合っているものを採取する場合に砂利が相当程度含まれているときは、本法の適用があるものとする。盛土、埋立等に使用するために採取する場合は、通常は本法の対象とはならない。

3 生コンクリート工場において、ミキサー車に残つた残滓を再使用するために行なう洗浄は、本条の「砂利の洗浄」には該当しない。

4

(1) 「砂利採取業」というためには、反覆、継続して砂利の採取を行なうものでなければならない。例えば個人が庭を修理するために一時的に砂利を採取する場合等は、「砂利採取業」には該当しない。

(2) 道路工事、林道工事、港湾工事、宅地造成工事、土地改良工事その他の建設工事の施行箇所において生ずる砂利の採取は、「砂利採取業」には該当しない。ただし、宅地造成工事および土地改良工事であつても、他の箇所で使用する目的をもつて砂利の採取を行なつているものは「砂利採取業」に該当する。

(3) 河川管理者が河川工事又は河川の維持のために河川区域内において行なう砂利の採取(いわゆる現場採取)は、直営方式によると請負方式によるとを問わず、河川工事または河川の維持そのものであり、本法にいう「砂利採取業」ではない。港湾工事、漁港工事、海岸保全工事、砂防工事および治山工事についても同様である。

(4) 基石用、装飾用等の特殊の用途に使用するための少量の原石の採取は、本条の「砂利採取業」には該当しない。

○第三条(登録)関係

1 「事務所」とは、砂利採取業を行なううえでの本拠、いいかえれば、具体的に砂利採取場を選定し、それを購入し、採取計画の立案およびその認可の申請等の事務をつかさどり、また砂利採取場の維持管理を行ない、現実の採取活動について指示監督をするとともに、災害が生じた場合は、その防止措置に関する指令を発し、必要があれば損害賠償の折衝の任に当たるような業務を行なう場所をいう。しかし、これらの業務をすべて行なう必要はなく、例えば、砂利採取場の選定、購入だけを行なつているところも、「事務所」であるし、砂利採取場の選定、購入については、権限を有しないが、具体的な採取活動についての権限を有しているようなものは「事務所」に該当する。

2 一般的に商法上の本店、支店は「事務所」に該当するが、単に砂利の販売だけを行なっているところは「事務所」ではない。また商法上の本店、支店以外にも、採取活動の本拠たる性格を備えていれば、本法の「事務所」に該当する。

3 砂利採取場におかれている現場事務所は、一般的には本条の「事務所」には該当しない。しかし、その人的構成、物的施設の整備状況等からみて一年程度以上の永続性をもつて設置され、かつ、休息所的な性格をこえているものは「事務所」に該当する。

4 全国的に支店を有しているような企業が一区域に限って砂利採取業を行なおうとする場合には、本法の趣旨を考えて、砂利採取業を行なう地域の支店だけを「事務所」として登録すれば足りる。

○第四条(登録の申請)関係

1 申請書に記載する業務主任者は、それぞれの事務所に一人以上とする。

2 業務主任者は、他の事務所または他の砂利採取業者の業務主任者となることは認めないものとする。ただし、同一人が砂利採取業を行なう事業協同組合等の団体の業務主任者と当該団体の構成員たる砂利採取業者の業務主任者とを兼ねることは、業務の遂行上支障がない場合にあつてはさしつかえないものとする。

3 砂利採取業者または砂利採取業者が法人である場合における当該法人の役員が業務主任者となることは妨げない。ただし、法人の監査役は、商法第二七六条の規定により、業務主任者となることはできない。

○第五条(登録およびその通知)関係

1 登録番号は、登録行政庁が直ちに判別できるように都道府県知事登録にあつては、原則として、番号の頭に都道府県名の初めの二文字をつける(例えば、「東京第〇〇〇号」ものとし、通商産業局長登録にあつては、番号の頭に通商産業局の初めの一文字および「通」の字をつける(例えば「東通第〇〇〇号」)ものとする。

2 登録手数料は、登録をするか否かの審査に要した経費を補填するものであるもので、登録を拒否する場合でも返還する必要はない。他の手数料も同様である。

○第八条(承継)関係

1 本条は、いわゆる承継のうち、事業の全部譲渡並びに相続及び合併の場合のみを登録の特例として認めているものであり、これら以外の場合は、法第三条の登録が必要である。

2 第一項の「その事業の全部を譲り渡し」とは、本法において砂利採取業者としての地位を得るために必要とされる要件をすべて充足する形で事業を譲渡した場合である。したがって、例えば、被承継人が認可を受けた採取計画の土地が賃借契約に基づいたものである場合は、承継人がこれらの賃借権の移転を受け、当該土地において砂利の採取を行うことについて権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることが必要であり、これに該当しない場合には砂利採取業者の地位の承継は認められない。

○第十六条(採取計画の許可)関係

(1) 砂利の採取に際して河川法第二五条の許可を受ける必要がある場合において、当該許可をすることができないときは、本条の採取計画の許可はしないものとする。

(2) 河川法第二五条の許可を受ける必要がある場合には、原則として、同条の許可申請と本条の採取計画の許可申請を同時に行なわせ、これらに対する処分も同時に行なうものとする。同時申請を行なう場合において、添附すべき書類が同一のものについては、いずれか一方に添附すれば足りるものとする。

2 事業協同組合等の砂利採取業者の団体については、その態様および従来の河川法上の取扱いに応じて、次のように取り扱うものとする。

(1) 団体が法人格を有し、かつ、定款で砂利採取をその事業として定めている場合

(イ) 団体が団体自身の事業として砂利の採取を行なうものであるときは、団体に対し採取計画の認可をするものとする。この場合、団体が登録を受けていなければならない。

(ロ) 団体が団体自身の事業として砂利の採取を行なわないものであるときは、団体の個々の構成員に対し採取計画の認可をするものとする。この場合、個々の構成員が登録を受けていなければならない。

(ハ) 団体が団体自身の事業として砂利の採取を行なわない場合で、従来、団体に対して河川法上の許可をしているときは(ロ)にかかわらず採取量および採取の場所について個々の構成員ごとに内訳を明示して、団体に対し河川砂利について採取計画の許可をすることができるものとする。この場合登録は個々の構成員が受けていなければならない。ただし、砂利採取業の協業化促進の見地から特に必要と認められるときは、団体が登録を受けていれば、個々の構成員は登録を受けていなくともよいものとする。なお、この場合、業務主任者は、原則として各構成員ごとに置くものとする。

(2) 団体が法人格を有しないか、または法人格を有していても定款上砂利採取をその事業として定めていない場合は、原則として(1)の(ロ)に準じて取り扱うものとするが、従来団体に対して河川法上の許可をしているときは、採取量および採取の場所について個々の構成員ごとに内訳を明示して、団体に対し河川砂利について採取計画の認可をすることができるものとする。この場合、個々の構成員が登録を受けていなければならない。

(3) (1)の(ハ)および(2)の場合における法第二六条による認可の取消し等の処分は、個々の構成員に対して行なうが、この場合には当該団体に対しても十分な指導監督を行なうものとする。

(4) 従来、河川法上の許可をしている法人格のない団体に対しては、早急に法人格を取得するよう指導するものとする。

3 一人の業務主任者が同時に災害防止の責任者となり得る砂利採取場の数は、十分に現場監督を行ない得る範囲内のものでなければならない。従つて、採取計画の認可の申請があつた場合に、一人の業務主任者が数個の砂利採取場の責任者となる結果事実上現場監督を行なうことができないような採取計画については、認可してはならない。

4

(1) 砂利の採取に係る行為に関し、他の法令により行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする土地については、採取期間、採取量、採取の方法等について許可、認可その他の処分の内容と整合性を保つため、都道府県の砂利担当部局(河川管理者である場合を除く。)は当該法令担当部局と連絡、協議を行ない、その協議がととのつた上で処理するものとする(河川管理者が行なう場合にあつても必要に応じ当該法令担当部局に連絡、協議を行なうものとする。)

(2) 特に農地における砂利の採取については、従来の経緯にかんがみ、農地法の規定による転用の許可と採取計画の認可との整合性を保つため、転用許可申請と採取計画の認可申請とを同時に行なわせるものとし、その処分に関する具体的な調整の方法については別に定めるところによるものとする。

5 国または地方公共団体の発注した建設工事であつて、一定の区域から砂利を採取するよう指定された場合において、採取計画の認可権者と国または地方公共団体との間で法第四三条の規定による協議が成立したときは、受注者は本条の採取計画の認可を受けることを要しない。

6 河川区域等以外の区域において都道府県知事が採取計画の認可(法第二〇条第一項の採取計画の変更の認可および法第二二条の変更命令を含む。)をする場合において、河川の管理に影響を及ぼすおそれがあるときまたはその砂利採取場の区域が河川法第五六条第一項に規定する河川予定地に含まれるときは河川管理者に、農業に影響を及ぼすおそれがあるとき(砂利採取場が農地であるとき、砂利採取場が農地または農業用施設と接しているとき等)は都道府県の農地担当部局に、その砂利採取場の区域が漁業法第一〇条または第一三六条の規定により漁業権の設定されている区域に含まれるときは当該漁業権の免許をした者または都道府県の水産担当部局に、水産資源保護法第一五条の規定により保護水面の指定がなされている区域に含まれるときは当該保護水面の管理者または都道府県の水産担当部局にそれぞれ協議するものとする。

7 河川管理者が採取計画の認可(法第二〇条第一項の認可を含む。)をしようとするときは、「河川の使用に関する処分についての協議要領」(昭和四〇年四月一七日付け四〇農地 A 第七九七号、建河発第一三四号)に準じた協議を行なうものとする。

なお、この協議および本通達の第二二条関係の協議のほか、本法の運用に当たつては、河川管理者は、農業および漁業権に支障を与えることのないよう水産庁担当部局または都道府県の農

業担当部局もしくは水産担当部局との間で十分意見調整を行なうものとし、その具体的方法については、別に定めるところによるものとする。

8 河川管理者が鉄道橋付近の砂利の採取について採取計画の認可をしようとするときは「砂利採取法の運用に関する覚書(昭和四三年三月二六日付け鉄総第一七六号、建設省河政発第二六号)によるものとする。

○第二十条(変更の認可等)関係

次の場合は、本条の「変更」にあたらぬ。

- (1) 採取用機械を同じ型式の採取用機械に置き換えるとき。
- (2) 採取期間の短縮または採取量の減少を行なうが、他の採取の方法、災害防止の方法等はまったく変更しないとき。

○第二十一条(遵守義務)関係

1 「認可採取計画に従つて砂利の採取を行なわなければならない」には、砂利の採取跡の埋めもどしまたは廃土の処理を認可採取計画に定めるとおり行なわなければならないことを含む。

○第二十二条(認可採取計画の変更命令)関係

1 本条の変更命令が発動されても直ちに採取計画が変更されたことになるのではなく、命令を受けた砂利採取業者が採取計画を変更して、その変更の認可の申請をすることを義務づけるだけである。この場合も変更の認可の手数料を徴することができるのは当然である。

2 河川管理者が本条の命令をしようとする場合において、その命令が農業用水利使用に係る問題に起因するときは、都道府県の農林担当部局に、その命令が漁業権に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該漁業権の免許をした者または都道府県の水産担当部局に協議するものとする。

○第二十三条(緊急措置命令等)関係

1 第二項の「第二条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者」には、法第二条の規定に違反して砂利の採取を行ない、第二項の命令をする時には、すでに砂利採取業を廃止している者も含まれる。

2 本条の命令に違反して砂利採取業者が必要な措置をとらないときは、行政代執行等必要な措置を講ずるものとする。

○第二十四条(廃止の届出)関係

本条の届出があつたときは、必要に応じ現地調査を行ない、採取跡の埋めもどしがなされているか等採取計画の遵守状況について確認するものとする。

○第二十六条(認可の取消し等)関係

本条の処分を行なうときは、事前に公開による聴聞を行なわなければならない(法第三八条)が、登録権者と認可権者が同一である場合において、認可を取り消すと同時に登録を取り消そうとするときは、登録の取消しの聴聞と認可の取消しの聴聞とを同時に行なうことができる。

○第二十九条(標識の掲示)関係

1 標識は原則的には、砂利採取場に一つでよいが、その面積が広大であるような場合には、適宜数個の標識を立てるよう指導するものとする。

2 海砂利を採取する場合の標識の掲示の方法としては波打際または採取船に掲示させる方法等が考えられるが、それぞれの取締りの便宜等を考慮して望ましい方式を採用するものとする。

○第三十六条(通商産業大臣への通報等)関係

砂利運搬車による交通事故を防止するため、採取計画の認可権者は、採取計画の認可の申請等があつたときは、第三項の関係市町村への通報に準じて、その旨を砂利採取場を管轄する都道府県公安委員会に通報するものとする。この場合に添附すべき書類は 1)採取計画の認可申請書または変更認可申請書 2)砂利採取場からの砂利の搬出の方法および当該砂利採取場から国道または都道府県道に至るまでの砂利の搬出の経路を記載した書面の写しとする。

II 砂利採取業者の登録等に関する規則の運用および解釈について

○第二条(登録の申請)関係

1 第二項第二号の書面は、業務主任者試験合格証または業務主任者認定証を複写したもので足り、都道府県知事の証明書までは必要としない。

2 第二項第四号の業務主任者が申請者の従業員であることを証する書面は、雇用証明書または雇用契約書の写しとする。

3 第二項第五号の砂利採取業経歴書には、申請者自身が砂利採取業を行なつた経歴とともに、他人の砂利採取業に従事した経歴をも記載させるものとする。

○第四条(承継の届出)関係

1 第二項第一号中「事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面」とは、承継人が承継した認可採取計画の土地において砂利の採取を行うことについて権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面及び砂利の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可、その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面をいう。

2 第二項第三号の書面を提出しなければならない場合は、相続人が一人であるとき及び相続人が共同して相続した場合である。この場合の相続証明書(様式第六)の備考二の「証明書」は、親族が望ましいが、誰が証明者として適当であるかは相続人と証明者との個人的関係によるところが大きいので、特に特定はしない。

3 第二項第四号の「法人の登記簿の謄本」とは、合併の登記をした登記簿の謄本をいう。

○第十二条(認定の申請)関係

第一号の「証する書面」とは、次の各号に掲げるものとし、「疎明する書面」とは、次の(ロ)から(ニ)に掲げるものとする。

(イ) 通商産業局が旧砂利採取法(昭和三一年法律第一号)第四条等に基づき発行する証明書

(ロ) その他公的機関の発行する証明書

(ハ) 責任ある民間団体の発行する証明書

(二) 作業日誌その他証明力のある書面

III 砂利の採取計画等に関する規則の運用および解釈について

○第二条(採取計画に定めるべき事項)関係

本条の「採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項」は、砂利の運搬中に砂利運搬車から汚濁水が流れて道路を汚泥化する等の被害を防止するための事項をいい、砂利採取場に水切り場を設置して、一定時間そこに堆積させた後に場外に搬出すること等が考えられる。

○第三条(認可の申請)関係

1 第一項の様式第一(備考)四で「採取をする砂利の種類および数量」に、「全体の掘さくまたは切土の総量」を併記させる趣旨は、全体の数量に見合った採取の方法、災害防止施設等が採用されているか否かを審査するためである。砂利の種類別の数量を明らかにできないときは、全体の掘さく量だけでもよい。

2 第二項第二号の見取図には、砂利採取場内における掘さくまたは切土の場所、除去した表土および廃土の堆積場所、汚濁水処理施設の設置場所等の状況を示すとともに、砂利採取場周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の隣接物件の存在状況の概略を示さなければならない。

3 第二項第五号の書面は、法第五条第二項の規定に基づく通商産業局長または都道府県知事の登録通知書を複写したもので足り、通商産業局長または都道府県知事が発行した証明書までは必要としない。また、登録を担当する部局と採取計画の認可を担当する部局が同一であるときなど採取計画の認可権者が申請者が登録を受けているということを熟知している場合にはこの書面を提出させるにはおよばない。

4

(1) 第二項第七号の「申請者が権原を有することを示す書面」としては、次のようなものが適当である。

(イ) 自己の土地において砂利の採取を行なおうとするときは、当該土地に係る登記簿の謄本

(ロ) 他人の土地において砂利の採取を行なおうとするときは、当該土地において砂利を採取する旨を内容とする土地所有権者、耕作者等と申請者との間の契約書の写しまたは砂利を採取することについての土地所有権者等の同意書

(2) 第二項第七号の「権原を取得する見込みが十分である」とは、採取をしようとする土地を購入することまたは砂利を採取することについて土地所有権者等と意見の一致をみているが、契約の

細部の条件が未決定であるというような場合である。この場合は、土地所有者等の同意書を提出させるものとする。

5

(1) 第二項第八号の「その処分を受けていることを示す書面」とは、許可、認可、その他の処分を行なった行政庁が発行した証明書もしくは許可証等の写しまたは許可証もしくは許可通知書等を複写したものをいう。この場合に、処分があつたか否かを示すだけでなく、その処分の内容(例えば採取量、採取の期間)をも明らかに示す書面でなくてはならない。

(2) 「受ける見込みに関する書面」とは、他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分の申請書の写しをいう。

6

(1) 第二項第九号の「埋めもどしのための土砂等が確保されていることを示す書面」とは、次のものをいう。

(イ) 自己の土地において埋めもどしのための土砂等を確保するときは、その旨を記載した書面

(ロ) 他人の土地において埋めもどしのための土砂等を確保するときは、当該土地において土砂等を採用する旨を内容とする土地所有者と申請者との間の契約書の写しまたは土砂等を採用することについての土地所有者の同意書

(ハ) 他から埋めもどしのための土砂等を購入するときは、その購入契約書の写し

(2) 第二項第九号の「確保される見込みが十分である」とは、埋めもどしのための土砂等を採用する土地を購入すること、または埋めもどしのための土砂等を採用することについて土地所有者と意見の一致をみているが、契約の細部の条件が未決定であるというような場合または、埋めもどしの土砂等を購入することについて相手方と意見の一致をみているが、契約の細部の条件が未決定であるというような場合である。

この場合は相手方の同意書を提出させるものとする。

(3) 埋めもどしのための土砂等を採用する場合にも災害が発生しないよう必要に応じ指導するものとする。

7

- (1) 第二項第一〇号の書面には、砂利採取業者自身が砂利を搬出する場合にとどまらず、砂利採取業者から砂利を購入する者または運送事業者が砂利を搬出する場合をも記載するものとする。
- (2) 第二項第一〇号の「砂利の搬出の方法」とは、砂利を搬出する主体、砂利運搬車の種類、砂利運搬車の一日当たりの台数等をいう。

8 第二項第一一号の「その他参考となる事項を記載した図面または書面」とは、

- 1) 砂利の洗浄水を河川から取水する場合は、河川法第二三条の許可を受けたことを証する書面またはその許可申請書の写し
- 2) 国道または都道府県道に至るまでに私人(土地改良区等を含む。)の管理する道路を通行する場合には、当該道路を通行する権原を有することを証する書面等をいう。

○第八条(帳簿の記載)関係

- 1 第二項第三号の「汚濁水の処理」とは、汚濁水の処理のために投入した薬品の種類および量、放流の際の濁度、汚濁水処理施設の管理状況等をいう。
- 2 本条の帳簿の体裁は、カード、伝票式のものでもよい。

○第九条(報告)関係

本条の報告は定期的なものであるが、これ以外にも、災害が発生した場合等必要に応じ、個別に報告を徴収することは妨げない。